

## 7 - ① 「学生支援に関する方針」(案)

制定 2020年12月2日

改訂 2023年10月1日

改訂 2026年4月1日

東海大学は、建学の精神に則り本学の使命と教育理念に従って、学生一人ひとりが主体的に学修に取り組み、心身の健康を保ちながら充実した学生生活が送れるよう、また学生が社会で自ら望むキャリアを築けるよう、教職協働による支援を行うにあたり、「修学支援」、「生活支援」、「進路支援」に関する方針を次のとおり定める。

### 〈修学支援の方針〉

1. 修学に関する支援体制を、指導教員制度を基本として構築し、成績不振の学生、休学及び退学希望の学生等の早期把握に努め、適切な指導助言を行う。
2. 障がいのある学生については、「東海大学障がい学生支援に関する指針」に基づき支援を行う。
3. 各種奨学金制度の充実を図り、経済的困窮及び、自らの成長のために活用する学生に対し支援を行う。
4. 各種奨学金制度の運用にあたっては「奨学金が必要な学生に公平に採択される仕組み」「種類を減らし分かりやすい制度」であることに留意する。
5. 海外派遣留学、キャンパス間留学、チャレンジプロジェクト等の正課内外の取組みに対して、奨学金及び支援金等の経済的支援を行う。
6. 大学院生の学修・研究活動を支援するために、各種奨学金制度及び、研究補助金制度等の充実を図る。

### 〈生活支援の方針〉

1. 学生生活に関する総合的な相談窓口、及び健康管理部署を全学に適切に配置し、専門員（カウンセラーや保健師等）を置きその機能充実に努める。
2. 学生の人権を保障し、ハラスメントの防止のための施策を行うとともに、相談窓口を設けて問題解決に必要な処置を迅速かつ適正に講ずる。
3. 学生の自発的活動により、個人の資質や能力の向上発展を促す場の一つである、部活動やサークル活動、各種行事活動、ボランティア活動等に対して支援を行う。

### 〈進路支援の方針〉

1. 「就職支援は教育の一環である」ことを原点と位置付け、キャリア・就職支援業務は「パーソナル・サポート」と「学年別支援目標」の原則にのっとり、各カレッジが所属する学部・研究科等の特性を考慮した「キャリア・就職支援行事实行計画」を自ら企画・運営していくため、教職協働でこれを実現する。
2. 学生が自ら望むキャリアを切り開くために、各学部学科・研究科には就職担当教員

及び委員会組織を置き、相談や指導等の支援を行う。

3. 全学で就職対策講座や各種ガイダンスを実施し、学生の就職活動対応力の向上に努める。
4. 学生の進路選択のために必要な情報を積極的に収集するとともに、その収集した情報の適切な還元に努める。

上記に加え、外国人留学生については、受け入れに関する文部科学省並びに法務省出入国在留管理庁からの通達が出されていることから、以下のとおり方針を定める。

#### 〈修学支援の方針〉

外国人留学生の学業成績や出席の状況等を的確に把握し、長期欠席者や学業成績の良好でない学生に対する連絡や指導を徹底するとともに、改善の見込みのない場合には退学について協議する等、適切な対応を行う。

#### 〈生活支援の方針〉

外国人留学生の学修意欲を涵養するための奨学金制度、チューター制度等の整備に努める。また、外国人留学生がアルバイトを行うための資格外活動を適切に認めるとともに、資格外活動の状況等を的確に把握するために定期的な調査（各カレッジオフィスによる年2回の調査等）を行う。また、資格外活動許可の要件（週28時間等）が外国人留学生に十分に理解されるようにガイダンス等をとおして周知徹底をはかる。

#### 〈進路支援の方針〉

外国人留学生の就職を支援するために外国人留学生向けのインターンシップ・プログラムやガイダンス（出身国別や職種別ガイダンス等）を実施する。また、卒業後に就職活動の継続を目的とする外国人留学生に対して、在留資格（特定活動）への在留資格変更許可申請や、その後の在留期間更新許可申請の際に「推薦状」の発行等の援助を行う。

外国人留学生が卒業、上級課程への進学、退学等によって、本学の学生としての受入れが終了した段階で、入管法第19条の17に基づき必要な届け出を管轄の地方出入国在留管理局等に行う。

以上